

募集要領

1. 趣旨

地域経済の活性化を図るため、コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業・小規模の製造事業者を対象に、各社が持つ強みを生かした「新商品（製品）開発」、「生産性向上」、「販路拡大」の取組を支援します。

2. 内容

① 補助金の対象者（下記項目全てに該当する事業者）

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、製造業を営む者または小売店で自ら商品を製造し、販売する者
- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の者
- ・ 日本標準産業分類：大分類E-製造業または大分類I-小売業のうち中分類56～60小売業に属する者
- ・ 長浜市内に主たる事業所（若しくは店舗）を有する者または長浜商工会議所会員事業所

② 補助率・補助上限額

補助率：2/3

補助上限額：50万円（下限20万円）

参考

上限 補助対象経費合計額が75万円以上⇨50万円

下限 補助対象経費合計額が30万円⇨20万円

③ 申請方法

受付時期：令和2年12月1日（火）～令和2年12月22日（火）※必着

受付方法：郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができるもの）

または窓口持参（受付時間は平日8:30～17:15のみ）

④ 申請先 長浜商工会議所

⑤ 必要書類

- (1) 申請書（様式1）※A4片面最大4枚まで
- (2) 会社概要（パンフレットほか任意書式）
- (3) その他補助事業に関する附属書類

⑥ 事業対象となる期間

- ・ 事業対象期間：交付決定日または遡及した日（令和2年4月1日以降）から令和3年2月15日まで

⑦ 事業対象事例：別紙1「補助金対象例」と「事業対象経費一覧」を参照

3. 流れ（概要）

① 申請から支払までの流れ



申請書(様式1)を郵送または長浜商工会議所窓口へ持参
～R2/12/22(火)17:15まで

外部審査員による審査会実施
(書類のみの審査で、出席は求めません)

速やかに交付決定通知書 送付

事業実施期間は R2/12/1～R3/2/15 まで
(※遡及申請希望の場合は R2/4/1 以降まで可)

※実績報告書の提出期限：R3/2/19(金)17:15 まで
精算金の支払は最終 R3/2/25 までには完了する予定
※実績報告書(様式2)は採択者に後日提示します

② 備考

・採択者には「交付決定通知」を発送します。なお否採択の方には「不交付に関する通知」を発送します。

4. その他

- ① 同一内容で他の補助金を採択済の場合は本補助金の申込は出来ません。
- ② 提出書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- ③ 申請内容については交付決定をはじめ補助事業の手続きにおける必要な情報として当所役職員及び外部審査員のみが共有するのみで、それ以外の目的には利用しません。
- ④ 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をして頂くことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- ⑤ 本補助金交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合において、既に補助金を受領済の場合は、申請者は補助金を全額返還することになります。
- ⑥ 本事業における関係書類は事業終了後 2026年3月31日まで保存してください。